

京都市自転車安全利用推進企業制度運営要綱

(目的)

第1条 この要綱は、京都市内に所在する企業・事業所（以下「企業等」という。）のうち、従業員に対する自転車安全教育や地域における自転車安全利用の推進に貢献しようとする企業等を広く募集し、参加要件を満たす企業等を「京都市自転車安全利用推進企業」（以下「推進企業」という。）として本市が指定を行い、京都府警察と連携し、市民とともに自転車の安全利用の推進を図ることを目的とした制度の円滑な運営について必要な事項を定めるものとする。

(参加要件)

第2条 推進企業の参加要件は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 京都市内に所在する概ね5人以上の企業等であること
- (2) 自転車安全利用推進管理者（責任者）を配置すること
- (3) 従業員等に対する自転車安全教育を実施すること

(参加手続等)

第3条 参加しようとする企業等は、「京都市自転車安全利用推進企業参加申請書」（様式1）を市長に提出するものとする。

- 2 市長は、前項の規定により企業等から提出された参加申請書について、前条に掲げる参加要件等について審査を行い、推進企業としての可否を決定する。
- 3 市長は、前項の審査の結果、推進企業として決定した場合には、「京都市自転車安全利用推進企業指定書」（様式2）を交付するものとする。
- 4 市長は、前項の審査の結果、推進企業として指定しないことを決定した場合には、当該企業等に対して文書でその旨を通知するものとする。

(自転車安全利用推進管理者に対する研修)

第4条 自転車安全利用推進管理者は、京都府警察が実施する研修を受講するものとする。

(地域における広報啓発活動への協力)

第5条 推進企業は、本市又は京都府警察が実施する地域における自転車の安全利用に関する広報啓発活動への協力を努めなければならない。

(活動報告の提出)

第6条 推進企業は、毎年4月末までに当該年度の「京都市自転車安全利用推進企業活動結果報告書」（様式3）を市長に提出するものとする。

(指定の変更)

第7条 指定を受けた企業等は、指定書の記載事項に変更があった場合には、速やかに「京都市自転車安全利用推進企業記載事項の変更届」(様式4)を提出するものとする。

(指定の取消し)

第8条 市長は、次の各号に該当する場合は、指定を取り消すことができる。

- (1) 第2条各号に掲げる要件を満たさなくなつたと認められる場合
- (2) 第3条に規定する参加申請書の内容に偽りがあつた場合
- (3) 推進企業から指定辞退の申し出がなされた場合
- (4) その他市長が「推進企業」としてふさわしくないと判断した場合

(京都市と京都府警察との相互協力)

第9条 京都市と京都府警察は、制度を円滑かつ効果的に運営するため、推進企業等の自転車安全利用に関する情報を共有するなど相互に協力するものとする。

(情報の公開及び取扱い)

第10条 市長は、推進企業の情報を市の広報紙及びホームページ等で公開するものとする。

2 前項の規定により公開する情報は、「京都市自転車安全利用推進企業参加申請書」(様式1)に記載された事項及び「京都市自転車安全利用推進企業活動結果報告書」(様式3)の内容とする。

ただし、市長が当該情報について事業の趣旨等からふさわしくないと判断した場合には、公開しないものとする。

(事務局)

第11条 制度の運営に関する事務局は、京都市建設局自転車政策推進室に置く。

(その他)

第12条 この要綱の施行に関し必要な事項は、建設局自転車政策推進室長が定める。

附則

この要綱は、平成27年2月10日から施行する。